

八尾市長期継続契約に係る総合評価一般競争入札庁内会議設置要綱

(設置)

第1条 本市が長期継続契約を締結することができる契約について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札の実施を検討するにあたり、八尾市長期継続契約に係る総合評価一般競争入札庁内会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内会議では次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 総合評価一般競争入札の基本方針及び実施体制に関する事項
- (2) 総合評価一般競争入札の調査及び研究に関する事項
- (3) 総合評価一般競争入札の評価項目及び評価点等の評価案の策定に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、総合評価一般競争入札の実施に関する必要な事項

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 別表に掲げる者
- (2) その他市長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 庁内会議では委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は契約検査課長の職にある者を、副委員長は地域共生推進課長の職をもって充てる。
- 3 委員長は、庁内会議を掌理し、議事を進行する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内会議は、委員長が必要に応じて召集する。

- 2 委員長は、庁内会議に関係部局の出席を必要に応じて求めることができる。
- 3 委員長は、庁内会議に関係者の出席を求めて意見又は報告等を聴取することができる。

(書面等による審議)

第6条 委員長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

(庶務)

第7条 庁内会議に関する庶務は、総務部契約検査課が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条第1号関係)

政策企画部	政策推進課長
総務部	契約検査課長
人権ふれあい部	人権政策課長
	コミュニティ政策推進課長
健康福祉部	地域共生推進課長
	障害福祉課
魅力創造部	労働支援課長
環境部	環境保全課長

(機構順)